

スポンサーシップ管理規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という。）が第三者から受けるスポンサー契約を適切に管理し、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(本規程の適用範囲)

第2条 本規程において「スポンサー契約」とは、本法人が第三者との間で締結する契約のうち、以下の条件を満たすものをいう。

- (1) 第三者から金銭援助、物品提供、その他の経済的支援を受けることを内容としていること。ただし金銭については、年間30万円以上の支援を受けるものに限る。
- (2) 6ヶ月以上の継続的な関係を定めるものであること。
- (3) 本法人において、当該第三者の名称の表示、当該第三者により提供された用具の使用、その他当該第三者の利益を図ることを目的とする義務が定められていること。
- (4) 売買契約、有償委任契約、請負契約、その他第1号に定める経済的支援の対価として本法人が金銭的支出を行う契約ではないこと。

2 本規程は、本規程の施行後に新たに締結するスポンサー契約に適用する。ただし、本規程の施行前に締結した契約であっても、当該契約を本規程施行後に更新する場合には、本法人は、更新後の契約が本規程に適合するよう務めなければならない。

(スポンサー契約の相手方)

第3条 本法人は、本法人の事業理念に共感し、我が国におけるパラサイクリングの強化・育成・普及に積極的に協力する第三者をスポンサー契約の相手方とするよう務める。

2 本法人は、政治団体、宗教団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）その他の反社会的団体、その他相手方と契約することにより本法人の社会的信用を害することとなる相手方との間でスポンサー契約を締結してはならない。

(スポンサー契約の内容)

第4条 スポンサー契約の内容は、個別の契約によって定める。ただし、当該契約の内容は、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 金銭、物品提供、その他本法人が受ける経済的支援の価額、内容。
- (2) 契約期間及び更新の有無に関する定め。

- (3) 本法人が負う義務の内容。
- (4) 契約の相手方において、相手方及び相手方の関係者が暴力団その他の反社会的団体の関係者に該当しないことを表明すること。
- 2 本法人が締結するスポンサー契約は、本法人の登録選手その他の関係者が個人においてスポンサー契約を締結することを妨げず、本法人は、スポンサー契約の内容に本法人の登録選手その他の関係者が個人においてスポンサー契約を締結することを妨げる条項を定めてはならない。
- 3 本法人が締結するスポンサー契約は、法令上の義務、本法人が加盟する上部団体の規程による本法人の義務、本法人の定款及び各種規程に違反してはならない。
- 4 本法人がスポンサー契約を締結する時は、契約書を作成しなければならない。

(スポンサー契約締結の手続)

第5条 スポンサー契約締結の可否及び内容は、理事会において決定する。

- 2 スポンサー契約締結にあたっては、役員・従業員その他関係者の利益相反に十分留意し、利益相反規程、倫理規程その他の本法人の規程が遵守されているか否かに十分な注意を払わなければならない。

(本規程の改正手続)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行うことができる。

附則

本規程は、令和4年10月1日から施行する。